

令和8年度 インフルエンザと予防接種について

インフルエンザ予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思と責任で接種を希望される方のみ接種を行いますので、十分に納得した上で受けてください。

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染して起こります。感染した人の咳やくしゃみで出るしぶきを吸い込むことや、ウイルスが付着した手で口や目などの粘膜に触れることによって感染します。

38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などが典型的な症状で、のどの痛み、鼻水、咳などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、高齢者や慢性疾患を有する人では、肺炎などを合併し、重症化しやすいことも特徴です。

流行が始まると短期間に多くの人へ感染が広がります。12月から3月が流行の中心です。

インフルエンザの予防

1. 流行前に予防接種を受けましょう。
2. 外出時はマスクを着用し、帰宅したら流水と石けんで手洗いをしましょう。アルコール製剤による手指消毒も効果があります。
3. 日頃から十分な栄養や休息をとるようにしましょう。
4. 空気が乾燥するとインフルエンザにかかりやすくなるため、乾燥しやすい室内では適切な湿度を保つようにしましょう。

インフルエンザ予防接種の有効性

65歳以上の高齢者に対して行った調査では、約3割の発病を抑え、約8割の人の死亡を抑制する効果があるとの報告があり、インフルエンザワクチンは高齢者の発病防止や、特に重症化防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。

一般的には、65歳以上の人は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

接種対象者

三条市に住所を有し、かつ下記の ① ② のいずれかに該当する人が対象です。

- ① 接種する日において満65歳以上の人
- ② 接種する日において満60～64歳で、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能に障がいがある人又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある人(それぞれ身体障害者手帳1級相当)

予防接種を受けることができない人

1. 明らかに発熱(一般的に、体温が37.5℃以上)のある人
2. 重篤な急性疾患にかかっている人
3. 予防接種の接種液に含まれる成分によってアナフィラキシー(※)を起こしたことが明らかな人
※ 通常、接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発疹、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難などがみられます。
4. その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない人

1. 心臓病、じん臓病、肝臓病や血液疾患などの基礎疾患がある人
2. 予防接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった人
3. 今までにけいれんを起こしたことがある人
4. 過去に免疫不全と診断されている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
5. ワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーが起きる恐れのある人
6. 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある人

同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンとの同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

注意事項(予防接種を受ける前)

1. この説明書をよく読んで、必要性や副反応について理解しましょう。
2. 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける御本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えましょう。
3. 気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、三条市健康づくり課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

注意事項(予防接種を受けた後)

1. 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動は避けましょう。
2. 予防接種当日の入浴は差し支えありません。
3. 予防接種を受けた後24時間は副反応に注意しましょう。特に接種後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。

副反応

接種した場所の赤み、はれ、痛み、全身症状として発熱、頭痛、寒気、だるさなどがみられることもありますが、通常2～3日で症状がなくなります。

また、まれですが、ショック、アナフィラキシー(発疹、じんましん、かゆみ、呼吸困難など)の症状がみられることがあります。このような場合、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定すれば、市町村より給付を受けることができます。

健康被害救済制度に関しては、三条市健康づくり課健診係へ御連絡ください。

【問合せ】三条市健康づくり課 健診係 電話 34－5443(直通)